員を以て構成す

第十二条　常任執行委員会は執行委員長之を兼任、常任執行委員……

の決議に依る

第四節　専門部

第十三条　本組合に左の部門を置く

組織宣伝、争議、政治、財政、調査情報、教育出版、婦人青年部

を置く

第十四条　各部門は部長及部員若干名を以て構成し執行委員会の統制の

下に当該部門の事務を執行す　各部長は常任執行委員が兼任す

第十五条　本組合は左の役員を置く　一、執行委員長一名　一、書記長一名　一、執行委員若干名

第五章　第六章　加盟及脱退

第十五条　本組合に加盟せんとするものは所定の申込書に組合費を添へ分会又

は本部へ申込むべし

第十六条　組合員にして脱退せんとするものは其理由を明記し組合員証を添へ

分会又は本部へ届出づべし

第七章　会計

第十七条　本組合費は一ヶ月五十銭とす　組合費は本部及分会に配分す

第十八条　本組合の予算は執行委員会にて作製し定期大会に於て承認

を要す

第八章　罰則

第十九条　本組合員にして左の各号に該当するものは執行委員会の決議にて除名し

大会に於てその承認を得るものとす

一、本組合の綱領規約決議に違反したる者

一、資本家官憲の買収に應じスパイ行為をなし組合の統制を乱し一般に裏切

つたる者

但し前記の除名処分に対しては大会に於て抗弁することを得

第二十条　除名の決議は出席定員の三分の二以上の同意あるに非ざれば除名

することを得ず

第二十一条　本規約は大会出席代議員三分の二以上の賛成を得るに非ざれば変更

加除することを得ず

第二十二条　本規約は一九三〇、五、十八より実施

行動綱領

一、帝国主義戦争反対

二、賃銀値下、解雇、工場閉鎖、臨時休業、臨時雇用制反対